

愛知県職員措置請求書の追加資料について

令和3年9月22日

愛知県監査委員殿

住所 一宮市

氏名

令和3年9月2日付にて提出いたしました「愛知県措置請求書」について、9月22日陳述時使用する等の下記追加資料を提出いたします。

記

Ⅰ 陳述時使用等

証拠Ⅰ 訴状

証拠Ⅱ 愛知県納入通知（納付）書兼領収書

証拠Ⅲ 民生委員協議会活動費交付要綱の一部改正について

証拠Ⅳ 進行協議調書

証拠Ⅴ 令和元年度民生委員協議会活動費実績報告について（副申）

証拠Ⅵ 訂正申立書

証拠Ⅶ 行政第一審訴訟事件記録

証拠Ⅷ 支出整理表のデーター

証拠Ⅸ 事務連絡

証拠Ⅹ 民生委員協議会活動費交付金の交付申請について（依頼）

証拠Ⅺ 平成30年度民生委員協議会活動費交付金の実績報告について

証拠Ⅻ-Ⅰ 平成30年度民生委員協議会活動費交付金の実績報告について（30.11.27）

証拠Ⅻ-Ⅱ 平成30年度民生委員協議会活動費交付金の実績報告について（31.2.28）

証拠Ⅼ-Ⅰ 一宮市民生児童委員会長連絡協議会 会計報告（平成31年度）

証拠Ⅼ-Ⅱ 一宮市民生児童委員会長連絡協議会 会計報告（令和2年度）

証拠Ⅽ-Ⅰ 情報公開部分公開決定通知書（一宮市共同募金委員会領収書）

証拠Ⅾ KKRホテル領収書

証拠Ⅿ 文書公開回答書（会長会視察研修報告書）

証拠ⅰ-Ⅰ 一宮市民生委員・児童委員活動等費用弁償費交付要綱

証拠ⅰ-Ⅱ 一宮市連区民生児童委員協議会活動費交付金交付要綱

証拠ⅰ-Ⅲ 財政課・福祉部総務課に対する質問等

証拠ⅱ-Ⅰ 行政文書非公開決定通知書

証拠ⅱ-Ⅱ 行政文書公開決定通知書

別紙ⅰ-Ⅰ 大和町連区交通費明細表 ⅰ-Ⅱ 交通費検討表

別紙Ⅱ 民生委員協議会活動状況集計表と現金出納帳対比表

別紙Ⅲ 会長会費連区支払い状況と会長連絡協議会会計報告

別紙 4-1 向山連区現金出納帳 4-2 千秋連区現金出納帳

別紙参考 1 関係

訴 1 訴額

訴 2 電話聴取書

訴 3-1 収支計算書の訂正について

訴 3-2 商業振興事業補助金等補助団体調査について

訴 4 ご連絡（大志連区現金出納簿）

訴 5 上申書

訴 6-1 口頭聴取書 訴 6-2 電話聴取書

訴 7 請書

別紙参考 2 関係

別紙 Y1 収支計算書

別紙 Y2 大和町連区収支決算書の年度別状況

別紙 Y3 事務連絡

別紙参考 3 関係

別紙 S1 平成 28 年度民生児童委員活動等費用弁償費の（下半期）の交付について（通知

別紙 S2 ≪連区≫連区民生児童委員協議会の開催について

別紙 S3 連区民生児童委員協議会

別紙 S4 議題 8

別紙 S5 大和町連区領収書

別紙 S6 神山連区領収書

別紙 S7 民生委員児童委員活動等費用弁償費上半期の交付について（報告）

別紙 S8 民生委員児童委員活動等費用弁償費の事務処理について

別紙 S9 民生委員児童委員活動等費用弁償費の領収書について

別紙 S10 平成 28 年度民生委員児童委員活動等費用弁償費（10~11 月）交付について

別紙 S11 一宮市民生児童委員協議会様

別紙 S12 一宮市ホームページ

別紙 S13 「一宮市連区民生児童委員協議会への交付金」に関するガイドライン

別紙 S14-1 C①証拠、C②証拠 14-2 一宮市長から請求人への回答書

別紙 S14-3 交通安全会監査のこと

別紙参考資料 1

前回訴訟進行中の主な内容は下記のとおりです。

23 連区で訴状を提出いたしましたが、訴額の関係で（訴 1）7 連区に訂正しました（訴 2）

①間違い、粉飾、規則違反が多く県代理人弁護士は反論が何もできなかったこと。

例としては大志連区が架空請求書を発行していたことに対し、県主導で県対象外経費で再提出させていたこと（訴3-1）。このことは長年架空領収書で県交付金を確定していたことだけは県として訂正しておきたかったためだと思います。しかし商業振興事業補助金等補助団体の場合、即刻全取引先の調査を行った対応との違いには愕然としました（訴3-2）。

②裁判所から、提出を要求された資料（領収書・現金出納帳）もほとんど提出できなかった。（唯一提出されたのは大志連区の現金出納簿のみ（訴4）。（情報提供者から入手分と内容はほぼ同じであった。）

③県は間違いを認めており、同じ間違いが起らないようガイドラインを作成させるからと裁判長から取下げを提案されたこと。県が要綱を改訂したこと（証拠3）

④大志連区（架空請求・虚偽の交通費使用）・富士連区（県対象外経費を対象経費に書き換え・主に慰安観光旅行に使用したバス借上げ料を研修交通費前回25年度は県対象外）についてはすでに十分通用すると思う証拠を入手していたため裁判の継続を希望し2連区について裁判を継続することで裁判長と合意できたこと。尚、富士連区の証拠については住民監査請求で入手していただいた富士連区現金出納簿が大変役立ちました（訴4）。

⑤上記について次回進行協議冒頭、裁判長から準備書面（4）記載の2連区返還要求金額が支払われれば愛知県知事を被告とした7連区の裁判を取り下げるとの質問があり同意した。そのことが県代理人弁護士に伝えられ次回進行協議日（令和3年1月25日）までに県が回答することになったこと。

⑥上記に関係する上申書を令和3年1月18日裁判所に持参したこと。（訴5）

⑦裁判長・県共和解であり要求金額の半分以上が妥当と言われそのことを同意し金額の端数については裁判長に一任した。金額は大志14万円、富士11万円で合意され各々からの県に対する返還が確認できたこと（証拠2）。

⑧整理表完成後これを適宜の方法で弁論に上程することになっていた（訴6-1・6-2）が県は進行協議が9回行ったが、県が整理表を完成することができなかったため弁論は行われず、被告が条件を受け入れたため令和3年3月8日第10回目進行協議で本件訴えを取り下げた（証拠4）

⑨従って支払い手数料に対し半額分の還付金支払い請求書を発行し返還を受けた（訴7）。

尚、③について当初被告がほとんど資料を何も提出しないのに、原告がなぜ訴状を取り下げる提案を裁判長がされたのか理解できませんでした。しかし最近になって被告が資料を提出しない中で原告が裁判所で通用する証拠を提出するのは非常に困難と判断されたためだと思うようになりました。

添付資料

訴1 訴額

訴2 電話聴取書

訴3-1 収支計算書の訂正について

訴 3-2 商業振興事業補助金等補助団体調査について

訴 4 ご連絡（大志連区現金出納簿）

訴 5 上申書

訴 6-1 口頭聴取書 訴 6-2 電話聴取書

訴 7 請書

別紙参考資料 2

市の規則違反及び事実を話さない証拠

A 市長印による訂正問題

（1）平成 28 年度 10・11 月分実費弁償費の各民生委員への支払い問題で県監査委員への回答。

①県監査委員の調査に市は民生児童委員協議会は、すべての連区で年 12 回（毎月）行われている。

②市職員は年 12 回の内 4 回（4 月、6 月、10 月、12 月）の会議について、23 協議会のすべてに出席している。

③領収書の受領方法について市は「市職員が出席する 4 月と 10 月の民生委員協議会の場で費用弁償費に関する領収書の押印をお願いしている。23 協議会の会議次第資料や読み原稿は同一のものを用いている。例として「平成 29 年度県活動費用弁償費 10~3 月分の支払いについて」要点を下記内容で説明している。

記

「平成 29 年度平成 30 年 3 月 23 日各連区民協の指定口座に振込み済です。本件につきましては、委員全員の受領印が必要ですので、本会議終了後に用意しました領収書に押印を頂きますようよろしくお願いいたします。」この領収書の受領方法について県は想定外として、請求者の住民監査請求により即刻改善された。

ここで問題は、10~11 月分の支払い分に対する領収書の押印をいつお願いするかという問題です。常識的には②から判断すると 12 月になる。

（2）尾張福祉相談センター長からの支払いについての通知

尾張福祉相談センター長は平成 28 年 11 月 16 日付 28 尾福第 993-1 号で一宮市長宛に「平成 28 年度民生委員・児童委員活動等費用弁償費（下半期）の交付について（通知）」を書類で送付した。内容は「1」金額「2」振込予定日が平成 28 年 11 月 18 日であること。

「3」民生委員・児童委員への支払いは、速やかに処理すること、「4」民生委員・児童委員活動費用弁償費領収書の精算については民生委員・児童委員の氏名、交付年月日及び交付額を記載の上受領印を徴することとなっていた。「5」交付完了後 7 日以内に、上記「4」の領収書を当センター地域福祉課へ送付することになっている（別紙 S1）。

（3）市・連区民生児童委員協議会会長の対応

①平成 28 年 9 月吉日に連名で「連区民生児童委員協議会の開催について」を民生・児童委員、主任児童委員宛に通知した。3 議題（9）で活動費について

- 1) 平成 28 年度 県活動費用弁償費（上半期分）支払いについて
- 2) 平成 28 年度 市活動事業費（後期分）の支払いについてと記載し（10）その他で「市民児協事務局（一宮市福祉部生活福祉課）からのお願い」当日領収書の押印をお願いしますので、認印をご持参ください。お問い合わせ先 一宮市役所五藤となっている（別紙 S2）。

②会議当日資料（大和町連区の場合 10 月 13 日 10 時場所大和公民館）

議題. 8 民生児童委員活動費等について

- ①平成 28 年度 県活動費用弁償費（上半期分）支払いについて

1 人 29,100 円（年額 58,200 円 ÷ 2）×人数（45 人）[9/30 振込済]

- ② 平成 28 年度 市活動事業費（後期分）の支払いについて

1 人 14,250 円（年額 28,500 円 ÷ 2）×人数（45 人）[9/30 振込済]（別紙 S3）

③読み原稿

①、②については案内状通り説明され、各民生委員への資料も準備されていた。しかし 10 月から 3 月までの下半期分については、何も案内されていないのに資料もなく①説明後以下の説明がなされた「今年は 12 月 1 日に民生委員の一斉改選があり、委員さんが交代されますので 10 月～11 月分と 12 月～3 月分の 2 回に分けて支払われます。このうち、10 月～11 月の 2 ケ月分（9,700 円）につきましては 11 月下旬頃に支払われる予定です。振込日が決まり次第ご案内いたしますが、委員の皆様には、支払い前で恐縮ですが、今回が一斉改選前の最後の地区民協になりますので 10～11 月分の領収書にも押印をお願いいたしますと説明している（別紙 S4）。これはお願いでなく強制と思う。

- ④ 大和町連区の押印された領収書（別紙 S5）は交付年月日が平成 28 年 10 月 13 日となっている。

- ⑤ 23 連区中間違った交付年月日で押印されていた領収書神山連区（別紙 S6）は交付月日平成 28 年 3 月 22 日となっている。

問題は 516 名民生委員全員が質問もなく押印した事、会議に出席した市職員 65 名誰（各連区の会議に 3 名筒出席している。従って 4 名は 2 回出席）1 人疑問を持たなかったと思われることです。市が作成した領収書の交付年月日は会議開催日（押印日平成 28 年 10 月 13 日になっていたことです。このことは読み原稿と内容が違い市は交付年月日を白紙で押印を求めたのか、平成 28 年 11 月 30 日で押印を求めたかの回答は得られておりません。神山連区分の間違い分については、前回使用領収書の交付年月日の訂正を忘れたために発生したと思われます。

- ⑥交付年月日平成 28 年 10 月 13 日を平成 28 年 11 月 30 日に市長印で訂正した状況

①平成 28 年度・上半期分領収書について一宮市長は平成 28 年 10 月 31 日尾張福祉相談センター長宛に送付した交付年月日が平成 28 年 9 月 30 日 41 枚 511 名分の領収書（別紙 S7）の中に、交付年月日平成 28 年 3 月 22 日の領収書が 4 連区 5 枚 58 人分が含まれていた。県は明らかな間違いのため訂正するようメモをつけて市に返送した。本来訂正印は発行者が行うことは県市とも十分認識していたが時間的余裕がないため県担当者は市長印による訂正を認めた模様（別紙 S8）。書類は何もない。

②生活福祉課野杣専任課長（現在は監査事務局の事務長）は平成 28 年 11 月 25 日件名「民生委員・児童委員活動費用弁償費領収書について伺い文」民生委員児童委員活動費用弁償費領収書（平成 28 年度・上半期分、10 月 11 月分）の日付記入間違いに伴う訂正について、別添のとおり処理し県へ提出してよろしいか。の申請を行い同日常生活福祉課長が決裁している。二人だけで申請決済が行われている。（別紙 S9）。いつ返送され、受領したかは県・市とも不明である。

③平成 28 年度 10～11 月分の領収書については一宮市長が県に送付したのは平成 28 年 12 月 1 日（別紙 S10）であり県から平成 28 年 11 月 25 日までに 10 月 11 月分の領収書が県から市に返送されるはずがない。

B 市交付金の返還請求問題

この問題は当初問題が一宮市各連区民生児童委員協議会に対する交付金の返還請求問題であり、同時進行を行っていたが、裁判長の和解提案後、問題が違いすぎるため別々に訴訟を継続することになった。県と同様に次回進行協議において裁判長から市が非を認め同じことが起こらないガイドライン作成に加え、協議会全体でいくら返還金を民生委員協議会に請求し返還されれば 7 連区分の訴状を取り下げるか提案するよう求められた。民生児童委員規定数 516 名 1 人当たり 2,000 円金額 1,032,000 円を提案いたしました。この案が裁判長から県代理人弁護士に伝えられ寄付金も含め提案金額以上を返還させるとの回答が市側からあり市への返還が確認されたため訴状を渋々取り下げました。渋々の理由は連区別金額が開示されなかったこと、市からの請求書の納入期限が 3 月 8 日になっており、入金日が 3 月 1 日であり 2 月中の期限の約束が守られていないことです。（別紙 S11）

令和 3 年 3 月 8 日報道発表に記載された不当利得返還訴訟事件の内容（別紙 S12）は上記進行中の対応：一部不適切な会計処理と思慮されたため、3 月 1 日に一宮市民生児童委員協議会から 1,100,000 円返還されました。

今後の対応策：同様なことが起きないガイドラインを作成しました。

一宮市のコメント：本件については、「市民の信頼を受け活動していただいている民生委員の方々が個人的自主的に返金していただいた事案です。あくまでも民生委員活動に対する市民への信頼を守るという考えから自主返納されたものです。」と記載されていた。

内容がおかしすぎる、この事件は市が交付金を根拠もなく民生委員協議会使用しきれない金額を各民生委員協議会に支払っており。各年度末に残額を市に返還していないことに対する訴訟で被告は一宮市長である。従って市長が 23 連区民生委員協議会に合計で 1,032,000 円返還請求をする事件である。一宮市のコメントは間違っている。

今後の対応策として同様なことが起きないガイドラインを作成しました。と記載しているが、一宮市補助金等交付規則に記載されているものを新規に作成した「一宮市連区民生委員児童委員活動費。交付要綱」（令和 3 年 4 月 1 日施行）にも記載したに過ぎない。そのことは第 1 条趣旨で交付に関しては一宮市補助金等交付規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによると規定されている。それと驚くことには一宮市民生委員・児童委員活動等費用弁償費弁償交付要綱（令和 3 年 4 月 1 日施行）を作成し各民生委員に根拠もなく 81,100

円を支払（源泉徴収）年度末を含め報告、残金の返還等何も求めないとの説明です。財政課長とも書類等も交え説明を求めています但回答はありません。これが中核市一宮市の実態であり、中核市以外の市町村に対す監査指導等に役立てばと思ひ報告させていただきました。」尚今回の住民監査請求とは別だと思ひますが行政文書公開請求で全連区で110万円返金があったが各民生委員協議会に対する説明資料等あるもの全て」に対し、一宮市福祉部長は令和3年8月18日行政文書保有していないため非公開であった（証拠18-1）。しかし同じ部長から同じ日に訴状取り下げ案を市が受け入れた経緯が分かる資料全てについては別紙3枚が公開された（証拠18-2）。このことは今後問題にしたいと思ひています。

尚、この件で一番問題なのは、今回の県の問題と同じで、市職員が規則要綱等を守らなければ効果がありません。そのために、財政課と相談なしに生活福祉課（令和3年4月1日福祉部総務課担当）が金額の根拠も、申請書も、完了報告書も何も必要とせず源泉徴収も行わず民生委員一人当たり81,000円を個人払いにしたことです。

C 市の調査があいまい過去から進展なし

- ①市が「領収書の宛先・発行月日を無記入指示」市長出状 P5 質問 14（別紙 S14-1~2）
- ②「福祉バス運転手への寸志」市長出状 P7 質問 18（別紙 S14-1~2）
- ③神山連区交通安全会監査のこと（別紙 S14-3）

添付資料

- 別紙 S1 平成28年度民生児童委員活動等費用弁償費の（下半期）の交付について（通知）
- 別紙 S2 ≪連区≫連区民生児童委員協議会の開催について
- 別紙 S3 連区民生児童委員協議会
- 別紙 S4 議題8
- 別紙 S5 大和町連区領収書
- 別紙 S6 神山連区領収書
- 別紙 S7 民生委員児童委員活動等費用弁償費上半期の交付について（報告）
- 別紙 S8 民生委員児童委員活動等費用弁償費の事務処理について
- 別紙 S9 民生委員児童委員活動等費用弁償費の領収書について
- 別紙 S10 平成28年度民生委員児童委員活動等費用弁償費（10~11月）交付について
- 別紙 S11 一宮市民生児童委員協議会様
- 別紙 S12 一宮市ホームページ
- 別紙 S13 「一宮市連区民生児童委員協議会への交付金」に関するガイドライン
- 別紙 S14-1 C①証拠、C②証拠 14-2 一宮市長から請求人への回答書
- 別紙 S14-3 交通安全会監査のこと

別紙参考資料3

大和町連区の問題

現会長は平成25年12月1日より会長になり、平成28年12月1日より一宮市民生児童委員会会長に就任しており、一宮市民生委員協議会23連区を指導する立場にありますが収支

計算書はでたらめで現金出納簿も公金を扱う帳簿とはとても思えない状況であります。資料を収集出来ている 25 年度以降の状況を下記に説明いたします。

平成 25 年度～29 年度状況

- ①収支計算書は、平成 25 年度～29 年度 5 期共支出金額が収入金額を上回っているのに繰越金がある収支決算書になっている（別紙 Y1）。
- ②しかも次年度も期初に繰り越金があることで始まっている（別紙 Y1）。
- ③提出された収支計算書は間違いだらけである。このことは裁判所に提出された資料からも明らかである（別紙 Y2）。
- ④裁判所に提出されたのは県対象費用に関係する分だけでありに全体像は全くわからない状況である（別紙 Y2）（証拠 8）
- ⑤裁判所は領収書の提示を県代理人に求めたが県は提出しなかった（別紙 Y3）。
- ⑥実績報告の際に必要なとなりますので各単位民生委員協議会ごとの収支状況について、会議・行事名、支払日、支払金額の内容（お茶代 〇〇〇円×〇〇人分等）が分かるように、出納日経簿等の記帳により適切な管理をしていただくようお願いします。と毎年度連絡されているが一度も守られていない（証拠 3）。
- ⑦民生委員協議会活動計画所要額調に「協議会ごとの開催に要する総経費とその支出うちわけを記入することになっているが総経費が記入されているとは思えない。（証拠 3）
- ⑧宿泊研修バス代が平成 25 年度 18 万円、26 年度～28 年度各 21 万円県交付金以外の原資で使用されている。平成 29 年度 231,555 円が県交付金を使用し行われている。（別紙 Y1）

添付資料

別紙 Y1 収支計算書

別紙 Y2 大和町連区収支決算書の年度別状況

別紙 Y3 事務